

●香川県監査委員公表第2号

令和4年香川県監査委員公表第1号（監査結果の公表）の一部を次のように訂正する。

令和4年1月25日

香川県監査委員 木下典幸
 同 大西均
 同 五所野尾 恭一
 同 都築 信行

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>第6 監査対象法人 公益財団法人かがわ健康福祉機構 1～3 略 4 監査の結果 略</p> <p>(1) 指導注意事項 略</p> <p>(2) 検討指示事項 ア 略 イ 正規職員（1名）について、給料は県職員に準じているが、退職手当は<u>全国社会福祉団体職員退職手当積立基金規程</u>に準じて定められており、整合性が取れていないとも考えられるので、適切なものとなるよう、関係する規程について検討する必要がある。</p>	<p>第6 監査対象法人 公益財団法人かがわ健康福祉機構 1～3 略 4 監査の結果 規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金、補助金及び香川県社会福祉総合センターの管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。 また、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 指導注意事項 略</p> <p>(2) 検討指示事項 ア 略 イ 正規職員（1名）について、給料は県職員に準じているが、退職手当は<u>全国社会福祉団体職員退職手当積立金規程</u>に準じて定められており、整合性が取れていないとも考えられるので、適切なものとなるよう、関係する規程について検討する必要がある。</p>